

2027年度 埼玉県立大学大学院再入学 募集要項

1 趣旨

本学では、教育上支障のない場合に限り、本学大学院を退学または除籍された者の再入学制度を設けています。2027年度については以下のとおり募集を行います。

※ 博士前期課程において再入学ができる専修は、出願者が在籍時に所属していた専修です。

2 再入学の時期

2027年4月1日

3 再入学することができる者

再入学することができる者は、退学または除籍の事由に係る要件が次の各号のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 疾病その他やむを得ない理由により退学した者
- (2) 学則に定められた在学年限を超えたことにより除籍された者
- (3) 学則に定められた休学期間を超えてなお修学できないことにより除籍された者
- (4) 入学料又は授業料の納付を怠り、督促後も納付しないことにより除籍された者であって、除籍後に未納の入学料及び授業料を完納した者

※ 上記に関わらず、以下に該当する者は再入学することはできない。

- ・他の短期大学、大学、大学院、専門学校（以下、「大学等」という。）に在籍する者
- ・過去に再入学した後、退学または除籍された者
- ・本学または他大学等において、学生の懲戒に関する規程等で懲戒により退学となった者

4 再入学年次、カリキュラム

再入学する年次は1年次とし、カリキュラムは、再入学年次に適用されるカリキュラムとします。

5 入学検定料、入学料及び授業料

公立大学法人埼玉県立大学授業料等徴収規程（平成22年規程第52号）の定めるところにより、下記金額を徴収します。なお、同規程が改正された場合は改正後の金額によります。

(1) 入学検定料

30,000円

入学検定料は、下記指定の口座に出願者本人名義で振り込んでください。

埼玉りそな銀行 せんげん台支店 普通預金 4359321

※依頼人番号 277300

振込方法は、銀行窓口・ATM・インターネットバンキングのいずれも可です。ただし、振込したことが確認できるものを必ず様式第4号に貼付してください。

(2) 入学料

入学手続き時に納付していただきます。

県内居住者 211,500円

① 2026年4月1日以前から、本人が引き続き埼玉県内に住所を有する者

② 2026年4月1日以前から、本人の配偶者若しくは1親等の直系尊属が引き続き埼玉県内に住所を有する者

※埼玉県内に居住しているかどうかについては、住民票に基づき確認します。

県外居住者 423,000円（上記以外の者）

(3) 授業料

621,000円／年

入学後、前期（4月）、後期（10月）の2回に分けて納付していただきます。

※入学検定料、入学料及び授業料振り込みの際、振込手数料は自己負担となります。

6 出願前相談

再入学後の研究計画、履修計画、関連資格取得状況、実務経験等について、希望する指導教員に事前相談をしてください。研究計画、履修計画は入学後の研究等を進めていく上で重要なポイントとなります。

本学ホームページに掲載されている「研究指導に関わる教員の主な研究テーマ等」を確認の上、教員に連絡してください。

7 出願書類

	書類	備考
①	再入学願書 (様式第1号)	必要事項をもれなく記入してください。
②	履歴書(様式第2号)	必要事項をもれなく記入してください。
③	研究計画書 (様式第3号)	再入学後に希望する指導教員に必ず事前相談をして作成してください。
④	写真(1枚)	出願前3か月以内に撮影したカラー写真(上半身正面・無帽・縦4cm×横3cmのもの) 裏面に氏名を記入し、願書に貼付してください。
⑤	入学検定料振込確認書 (様式第4号)	① 入学検定料(30,000円)を、下記指定の口座に出願者本人名義で振り込んでください。 埼玉りそな銀行 せんげん台支店 普通預金 4359321 ※依頼人番号 277300 ② 銀行窓口で振り込みの際は、銀行備え付けの振込依頼書を使用し、取扱銀行の収納印のある「振込金受取書」を本票に必ず貼付してください。なお、ATMで振り込みをした場合は、「キャッシュサービスご利用明細書」を必ず貼付してください。インターネットバンキングで振り込みをした場合には、振込完了画面を印刷したものを必ず貼付してください。
⑥	180円分の切手	結果通知等送付用
⑦	連絡用宛名票	本学所定のもの。郵便番号、住所、氏名を記入してください。結果通知の送付等に使用します。
⑧	退学事由が解消されたことを証明する書類	退学または除籍の事由により異なりますので、教務・入試担当にお問い合わせください。 ※例えば、3(4)に該当し除籍となった者については、振込金受取書や所得証明書の提出等を求める場合があります。

注) 一度受理した出願書類及び入学検定料は返還しません。

8 出願手続

(1) 出願方法

出願は郵送(簡易書留またはレターパックプラス)による受付とします。

「埼玉県立大学大学院再入学試験出願書類在中」と封筒の表に朱書きして提出してください。

(2) 出願期間

2026年10月1日(木)から10月30日(金)まで **※最終日17時必着**

出願期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受理しません。

9 選考方法

出願者が在籍時に修得済みの科目とその成績に基づいて大学院教務委員会が書類審査を行うこととし、必要に応じて試験及び面接を行います。試験及び面接を行う場合は、実施日、会場等の必要事項を当該志願者に個別に連絡します。

既修得単位の認定等については、在学時の成績等を参考に学内で審議の上決定し、入学前に通知します。

10 結果発表及び入学手続き

(1) 結果発表

再入学の可否	2026年12月中旬
修得済みの科目の単位認定	2027年 3月初旬

(2) 発表方法

再入学の可否	再入学選考結果通知書の送付により当該出願者に通知する。
修得済みの科目の単位認定	再入学許可書の送付により当該出願者に通知する。

(3) 入学手続

合格者には、合格通知と併せて、入学手続に必要な書類を郵送します。合格者で入学される方は、合格通知時に指定する期日までに入学手続を完了してください。

なお、指定された期日までに手続を完了しない場合は入学を許可されません。

11 既修得単位の認定方法

在籍時に修得した単位について、審査を行います。その結果、認定された単位については、既修得単位をすることができます。ただし、科目によっては認定できない単位もあります。

また、特別研究に係る単位は認定できません。再入学後、研究デザイン発表及び中間発表を行っていただきます。

12 社会人の就学に関する特別措置

(1) 教育方法の特例

大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第14条において、夜間その他の特定の時間又は時期において授業や研究指導を行うことができるとされており、本学大学院では社会人の就学のため、在職のまま在学することを認めています。

※ 在職のまま在学を希望する場合は、入学手続時に在職証明書及び在職のまま就学することを勤務先が承諾したことを証する書類(いずれも勤務先が発行するもの、様式任意)を提出していただくことになります。

(2) 長期履修制度について

本学大学院では職業を有しているなどの理由から、一般の学生に比べて年間に修得できる単位数や研究活動・学習活動のための時間が限られており、標準修業年限で修了することが困難な方を対象に、博士前期課程では4年間を、博士後期課程では6年間を上限とした長期の修業年限を設定し、入学の時点から計画的に履修していく長期履修制度を設けています。**長期履修制度を利用するためには、入学手続時に申請が必要です。**申請については合格通知書とともに入学手続書類を送付する際にお知らせします。

本制度を利用した場合、年間授業料は標準修業年限にかかる授業料を長期履修制度適用後の履

修期間で除した金額を年間授業料として納付していただきます。また、本制度の認定を受けた者が予定より順調に履修計画が進んだ等の理由により、修業年限の短縮を希望する場合には、指導教員の意見を添え、申請することができます。

その場合の年間授業料については別途計算方法を定めていますので、詳細は下記担当までお問い合わせください。

13 問い合わせ先

埼玉県立大学事務局教務・入試担当 TEL 048-973-4104（ダイヤルイン）

14 その他

- ・ 入学金や授業料のほか、学生教育研究災害傷害保険料等の諸経費がかかります。
- ・ 奨学金、減免関係については、事務局学生・就職支援担当（048-973-4116）にお問い合わせください。